

## 警察庁「機械警備業者からの警察機関への連絡等に関する運用要領」

(昭和60年6月17日、改正平成10年10月30日)

- 1 機械警備業者に係る即応体制の整備義務規定（警備業法（以下「法」という。）第11条の7）の趣旨
  - (1) この規定は、警備業者が、基地局において異常発報を受信した場合に、現場における事実の確認その他の必要な措置が講じられるだけの体制のないまま、警備業務対象施設を無制限に増やすなど、営利追求のみに終始する営業形態が多く見られ、この結果、
    - ア 対象施設からの情報の内容を正確に把握することなく、安易に警察機関への連絡を繰り返すのみであり、即応体制を十分に整えることのないまま営業を続ける業者が見受けられたこと
    - イ 警備員が速やかに現場に到着できなかつたため、盗難等の被害を拡大させたこと
    - ウ 警備員が現場に到着したが、現場の検索等がずさんであったため、被害があったことを見逃してしまったこと
 等の不適正事例が多発し、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあったため、昭和57年の法改正で新たに制定されたものである。
  - (2) 基地局において異常発報を受信した場合は、現場における警備員による事実の確認等の方法により、情報の内容をできるだけ正確に把握し、警察機関への連絡・通報、現場保存等の必要な措置が速やかに講じられるようにするため、必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備を適正に配置させようとするものである。
  - (3) 警備業務の重要性や社会的役割にかんがみると、警備業者の規模等にかかわらず、適正な警備業務の提供が行われなければならないものであり、そのため警備業者自らの責任において必要な措置を講じなければならないものである。
  - (4) 特に、機械警備業務については、警備業務対象施設から離れた基地局で、何らかの異常事態の発生を窺わせる情報を受信した場合に、これに対応する活動を行うものであるから、機械警備業者は、即応体制を整備するだけでなく、情報を受信した場合は、直ちに当該情報の事実の確認等の警戒措置その他の必要な措置を講ずることが当然期待されているものであるが、現在の一般的な警備業務用機械装置は、人の五感の作用に匹敵するほどに、事故等の発生に関する正確な認知、内容の把握ができる性能があるとはいえないこと等から、基地局において受信した情報に基づき、現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講ずることが原則である。
- 2 基地局において、異常発報を受信した場合の措置
  - (1) 機械警備業者は、基地局において異常発報を受信した場合には、法第11条の7の規定により、即応体制を整備し、現場における警備員による事実の確認を行うべ

きものである。もちろん、異常事態であることの蓋然性が高い場合は、受信後直ちに警察機関へ連絡を行う必要もあるが、現在の一般的な警備業務用機械装置の性能の程度にかんがみ、また、機械警備業の健全な発達を図るためには、事実のより迅速かつ的確な把握と警備業務用機械装置の改善に努めなければならないものである。

そのためには、機械警備業者が、現場における警備員による事実の確認を行う前に警察機関への連絡（以下「即時通報」という。）を行う場合としては、

- ア 基地局において異常発報を受信した場合において、警備員が現場に到着する以前に、対象施設から異常発生の連絡があったときなど、現場における異常の事実を確認したとき
  - イ 二重発報（1つの対象施設に対して、2系統以上の発信器を設置してある場合で、当該複数の発信系統から前後して盗難等の事故の発生に関する情報を発信することをいう。）を受信した場合及び押しボタン方式の発信器を設置する対象施設に係る当該発信器による情報に基づき、基地局から当該対象施設に対し事実の確認の電話連絡等を行ったが応答がない場合等において、当該対象施設、情報の種別及び受信の時期等から合理的に判断して、当該情報が、真実盗難等の事故の発生に伴う情報であるとの蓋然性が高いと認められるとき
  - ウ 特定の対象施設又は特定の地域を対象とした同一手口の重要侵入盗犯が多発している等の状況にあって、当該事犯の防止と早期解決に資するため、特定の対象施設又は特定の地域について、当該都道府県警察の基準に基づき、一定期間即時通報を行う場合
  - エ 一定の地域、時間帯、対象施設等について、当該都道府県警察の基準に基づき、即時通報を行う場合
- 等である。

なお、即時通報を行う場合であっても、基地局において当該情報を受信した場合に、その受信の時から、法第11条の7に基づき都道府県公安委員会規則で定める基準以内に当該現場に警備員を到着させることができないときは、法第11条の7等に違反する場合があります、行政処分の対象ともなるものである。

(2) 都道府県警察が、警備業者に対し、即時通報に関する指導を行う場合は、次の事項に留意し、即時通報の基準等を定めた上で行うものとする。

- ア 当該都道府県警察本部の警備業担当課が、関係業者を招致し、必要な範囲内で、通報基準、その理由及び実施期間等を明示した文書を交付して行う。
- イ 警備業者が、各関係都道府県警察ごとの施策に的確に対応した即時通報を効果的に行うためには、定期的に通報基準等の確認及び警備員に対する指導の徹底等を行う必要があると認められるので、即時通報に関する基準等の運用期間は、前記(1)のウの場合はおおむね3月、(1)のエの場合は1年を基準とし、更に即時通報を行う必要がある場合は、基準の内容、実施効果等を総合的に見直した上で判断して行うとともに、(2)のアに示した方法により、その都度関係業者に通知する。

(3) 機械警備業者が、基地局で異常発報を受信した場合において、警備員による事実

の確認に基づいて警察機関への連絡・通報（確認通報）を行うときにおけるその必要性の判断要領及び時機等については、各都道府県警察が具体的に指導するものとし、誤報をおそれるあまり通報の時機を失したり、警備員の功名心等から通報が遅れることのないようにするものとする。

### 3 警察機関への連絡の方法

機械警備業者及び警備員が、警察機関へ緊急通報を行う場合は、原則として、当該事案に係る都道府県の区域内から110番により行うべきであるが、自動転送機能を備えた電話端末機器（以下「転送電話機器」という。）を当該事案に係る都道府県内の区域内に設置し、当該機器を通し当該事案に係る都道府県の区域外から110番による緊急通報を行う方法で、次のすべての措置が講じられている場合には、各都道府県警察において当該機器の性能、問題点等を十分検討した上で、例外として認めることができるものとする。

- (1) 転送電話機器は、発信電話機器に対する110番の保留機能及び逆信機能を妨げるものではなく、警察が逆信した場合には、転送電話機器から発信電話機器に回線が接続される自動転送機能を備えたものであること。
- (2) 転送電話機器及び転送電話機器に接続する回線は緊急通報専用とし、他の業務等に使用しないものであること。
- (3) 転送電話機器を設置する区域を管轄する都道府県警察本部の警備業担当課に対し、転送電話機器の設置場所、電話番号等を前もって明らかにしておくこと。

### 4 警察機関への連絡に関し誤報があった場合の措置

- (1) 誤報があった場合は、警備業者は、その都度誤報の原因調査及び改善措置を講じ、その結果を速やかに警察に報告するものとする。
- (2) 同一の警備業務対象施設に関して続けて2回以上の誤報があった場合又は同一の機械警備業者に係る警備業務対象施設に関して誤報が多発した場合は、警備業者は、当該対象施設に係る誤報防止について抜本的な改善措置を講じ、その結果を書面で警察に報告するものとする。
- (3) 誤報率が著しく高いと認められる場合又は誤報の原因が指令業務若しくは警備業務用機械装置の維持管理の不備等に起因していると認められる場合は、警備業者は、抜本的な改善措置を講じるものとする。

なお、当該機械警備業者が、即時通報を行っている場合は、その妥当性についても検討するものとする。

### 5 即応体制の整備の促進

即応体制の整備基準は、警備業務対象施設の数、規模及び種類、異常発報の状況等によって異なるが、機械警備業務中は、どこの対象施設からの異常発報を受信した場合であっても、その受信の時から、即応体制に関する規則で定める基準以内に当該現場に警備員を到着させることができるように整備しなければならないのであるから、

- 機械警備業務中に、警備員が対象施設の巡回等を行った場合において、即応体制に関する規則で定める基準以内に他の現場に警備員を到着させることができない区域が生じるとき

○ 基地局において異常発報を受信した場合において、その受信の時から、即応体制に関する規則で定める基準以内に当該現場に警備員を到着させることができなかつたことについて、交通事故、天災等のやむを得ない理由がないとき（事前に認知可能な交通規制、交通渋滞及び現場地理の不知については、やむを得ない理由とはいえない。）

は、法第11条第2項（指導、監督義務）又は同第11条の7（即応体制の整備義務）に違反するおそれが大であると考えられるので、早急に即応体制を整備することが必要である。